

第3回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月25日（金）午後1時30分から14時15分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	前谷	篤			
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡	万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐	幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部	延三
	8番	井上	善博	9番	竹田	安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口	秀夫
	12番	菊地	匡			

4. 欠席委員（0人）

委員

5. 議事日程

報告第1号	令和2年度玉葱作況調査収量について
報告第2号	令和2年度水稻作況調査収量について
議案第1号	現況証明願について
議案第2号	買入協議の要請について
議案第3号	令和2年度果樹作況調査について
議案第4号	令和2年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査（一斉）の実施について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	野田	勉
事務局事務係係長	篠崎	強
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、これより第3回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 〈開会挨拶〉

本日の議事録署名委員は3番の猿渡万里子委員、4番の大原睦生委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「令和2年度玉葱作況調査収量について」事務局より説明願います。

事務局 皆様、大変お疲れ様です。それでは報告第1号をご説明いたします。

令和2年度の玉葱作況調査の報告です。1番、調査日は8月27日、とても暑い中での作業となりました。皆様、大変お疲れ様でございました。2番、調査件数は6件、3番、調査結果は次の頁の別紙1-1とその次の頁の別紙1-2にまとめております。

まず別紙1-1を見ていただきますと、左から5列目、「10a当たり収量」は平均で下の方に記載しています6,576kgとなり、()内には昨年の数値を示していますが、昨年が6,824.75kgですから、昨年より僅かに下回ったこととなります。また、表の一番下の行には、サイズ別の比率を示していますが、今年は2Lの4.92%とL大の44.26%を合わせるとほぼ半数の49.18%となるのに対して、昨年の2LとL大を足すと約65%となりますから、サイズから見ても昨年より若干、小さかったと言えるかと思えます。

次に別紙1-2をご覧くださいと思います。この頁では作況指数を割り出しています。右側・上の方に記載しています、砂川市農委の調査結果による作況指数は、農業委員会が毎年行っている作況調査の数値と対比させたこととなりますが、「113.05」という結果となりました。また、参考までに、農林水産省北海道農政事務所が出している統計数値を元に作況指数を出すと、あくまで参考ですが「167.67」となっています。

また、これも参考として補足ですが、毎月、皆様に参考資料としてお配りしています、北海道空知総合振興局農業改良普及センターが出している生育概況を振り返りますと、5月の移植期以降、生育は順調に進み、8月の根切り期、そして収穫期においても好天により収穫は早まったと発表されてきました。

その他、数値の詳細については説明を省略させていただきますので、改めて資料をご確認いただければと思います。以上、報告第1号のご説明といたします。

会長 只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「令和2年度水稲作況調査収量について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第2号をご説明いたします。

今年度の水稲作況調査は1番、9月11日に実施いたしました。委員の皆様、お忙しい時期に、大変お疲れ様でした。2番の調査件数は8件で、西豊沼地区から富平地区まで、実測4件と検見4件を実施しています。調査結果は別紙2、

次のページにまとめていますので、お開きいただきたいと思います。

まず、調査を行った8件の反収ですが、個々の反収は申し上げませんが、上の表の一番下の行に平均を記載しています。平均反収は563.75 kgとなりまして、()内は昨年度の数値を示していますが、昨年は550.71 kgですから、少し上回ったこととなります。右隣の列、俵数で見ましても、昨年の9.18俵から、今年は9.4俵と若干増えました。

また、この頁の下の方の作況指数を見ますと、農業委員会のこれまでの調査結果を元にした作況指数は「101」の「平年並み」、その右側には農政事務所が出している統計を元にした作況指数も参考に載せていますが、こちら「100」の「平年並み」となりました。

一方、補足としまして、空知総合振興局が出している生育概況を振り返ると、4月のは種時期以降、生育に関しては「おおむね順調」ですとか「平年並み」と言った状況が続いてきましたが、8月に入って強風により茎が一部折れたことや登熟に地域差・圃場差があるといった記載も見られるようになりました。皆様に別添として最新の9月15日発表の生育概況を配布していますが、こちらでは、「9月上旬は高温に推移し成熟期は3日早まった」とされていますので、併せて補足の説明とさせていただきます。

以上、報告第2号の説明といたします。よろしくお願いたします。

只今の報告についてご質問等ございませんか。

なし。

質問等がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認することといたします。

続きますので議案に入ります。議案第1号「現況証明願について」事務局より説明願います。

議案第1号をご説明し、審議を求めたいと思います。

「現況証明願」ですが、今回は4件ございます。

まず1件目ですが、願出者および土地所有者は、

、土地の表示は、公簿は畑となっており、面積は423㎡の1筆です。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、9月17日、関係委員に確認をお願いしております。この土地には、かつて願出者の親御さんの住宅が建てられていましたが、既に取り壊され、現在は特に利用されておらず、農地・採草放牧地以外の宅地相当と考えられます。参考に第1号図を添付しております。

次に2件目です。願出者および土地所有者は、

、土地の表示は、公簿は田となっており、面積は495㎡の1筆です。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、9月17日、関係委員に確認をお願いしております。この土地は、昭和56年に宅地に転用するため農地法第5条の許可が出されていましたが、家は建てられず、その後、駐車場として利用されていたと伺っていますが、地目は変更されないまま現在に至っており、農地・採草放牧地以外の宅地相当と考えられます。参考に第2号図をご覧くださいと思います。

次に3件目です。願出者は、行政書士の

、土地所有者は、土地の表示は、公簿は畑となっており、面積は416㎡の1筆です。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、9月17日、関係委員に確認をお願いしております。現在、この土地には、車庫や納屋が建てられ

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

ており、農地・採草放牧地以外の宅地相当と考えられます。参考に第3号図を添付していますのでご参照いただければと思います。

最後に4件目です。願出者および土地所有者は

、土地の表示は

、公簿は畑となっており、面積は310㎡の1筆です。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、9月17日、関係委員に確認をお願いしております。この土地には、かつて建物が建っていましたが、現在は大半が特に利用されておらず、農地・採草放牧地以外の宅地相当と考えられます。第4号図をご参照の上、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

会長 只今、議案第1号について説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件については異議なしとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続きまして、議案第2号「買入協議の要請について」を議題としますが、この案件は平成28年以降無かったため、休憩をとって事務局よりこの制度の説明を行い、その後、再開して審議することにしたいと思います。では、只今より会議を暫時休憩とし、事務局より説明をお願いします。

<休憩>

会長 では、休憩中の会議を再開いたします。議案第2号「買入協議の要請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第2号をご説明し、審議を求めます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づきまして、買入の申出がありましたので、同法第16条第1項に基づき、砂川市長に対して買入協議するよう要請したいので審議を求めるものでございます。

対象となる土地は、
、地目は公簿・現況とも田、面積14,760㎡から、次の頁の
、公簿・現況とも田、面積8,761㎡まで、合計25筆、面積は144,684.89㎡となります。申出人は
です。土地の図面として、第5号図と第6号図を添付していますのでご参照ください。

なお、この農地は、今年2月の定例総会で審議されていますのでご承知の委員さんも多いかと思いますが、既に
から
に対して、使用貸借が成立しています。期間は今年2月から12月までですが、この間に、農地保有合理化事業の手続きを進めることとしております。このため、来月以降の定例総会において、
と公社との売買や、公社と
との賃貸借などが議案となる予定でございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長 只今、議案第2号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件について、要請することとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件について、北海道農業公社に買入協議するよう要請することといたします。

続いて議案第3号「令和2年度果樹作況調査について」事務局より説明願

ます。

事務局

議案第3号をご説明し、審議を求めたいと思います。

まず、1番の調査期日は、10月26日(月)、次回の定例総会の日としまして、2番の調査対象農家は今年度も関尾会長の農園を検見することとし、3番、開始時刻は定例総会終了後と提案いたします。今回も市役所前から、委員の皆さん全員でバスに乗って、現地に向かうことにしたいと思います。

提案理由については、玉葱や水稻の作況調査に続いて、今度は果樹の品質などを調査し、果樹生産振興の基礎資料にするものですので、趣旨をご理解のうえご審議をよろしく願いいたします。

なお、後ほど協議会から提案があるかと思いますが、この日、果樹作況調査の後に、三谷果樹園に伺って、農業委員協議会としてオーナーになっているリンゴの収穫も行うことになろうかと思っておりますので、併せて予定していただければと思います。以上です。

会長
全員
会長

只今、議案第3号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を実施することとしてよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

それでは、異議なしと認め、提案のとおり果樹作況調査を実施することといたします。

続いて議案第4号「令和2年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査・一斉の実施について」事務局より説明願います。

事務局

議案第4号をご説明し、審議を求めます。

まず、農地利用状況調査とはどのようなものか、また、これまでの経過も含めてご説明いたします。

この農地利用状況調査は、委員の皆様が、全員で、一斉に、やはりバスで移動しながら、市内の農地を見て回る、調査するという活動です。対象となる農地は、例えば、長期間耕作されていない農地ですとか、砂利採取で一時転用している・していた農地など、懸案の農地を対象としています。昨年と言いますと、市内全体で28か所を見て回りました。

次に、これまでの経過について申し上げますと、この農地利用状況調査は、かつて、「農地パトロール」と呼んで同様の調査を実施していましたが、農地法の改正によりまして平成22年度からは「農地利用状況調査」として農業委員会が実施することを法律に規定されました。さらに、平成26年の農地法改正によりまして、農業委員会が、この農地利用状況調査を踏まえて、再生困難と判定した農地は、総会において「非農地」、つまり「農地ではなくする」という判断も行うことになりました。この非農地判断は大変重要で厳格に行わなければならないと思いますが、例えば、昨年は■■■■の空知太の農地、■■■■の空知太の農地、2件について、木が生えていて耕作される見込みがない、買手も見つからないということで非農地の判断をしました。本年度においても、昨年調査しました東豊沼の■■■■の農地の一部は、非農地の判断が必要であり、再調査することになります。

以上のように、この「農地利用状況調査」は、「農地パトロール」や「荒廃農地の発生・解消に関する調査」の趣旨を含めて実施するものでございます。

事務局としても、懸案の農地の情報を整理して、今後、調査対象を検討していきたいと思いますが、委員の皆様におかれましても、日頃の活動や地域において、荒廃している農地などありましたら、情報の提供をお願いいたします。

説明は以上としまして、具体的な提案をさせていただきます。1番、調査期日は10月の中旬から下旬とし、後ほど日程の候補をお示しいたします。2番の調査範囲は市内一円、3番の調査順序は記載のとおり、西豊沼から始めて、北に向かっていくルートを組みたいと思います。4番の開始時刻は、午前9時にバスが市役所前を出発しますので、委員の皆様は5分位前には市役所前に集合いただければと思います。

以上がこの議案の提案内容ですが、この議案に付随して、もう1点、併せてご提案させていただきます。農地利用状況調査と同日に「管内研修視察」も行う計画となっております。農地利用状況調査は、9時に市役所を出発して、概ね午後3時頃には終わると思いますので、その後、視察先に向かうことになります。今回の視察先は、皆様のご意見も踏まえまして、「北海道スイコー株式会社」さん、農業現場でも使われているポリエチレン製のタンクなどを製造しています、ここの視察を行う予定です。場所は、皆さんご承知のことと思いますが、工業団地の奥の方で「くるくる」の手前でございます。

そこで、最後になりました、日程ですが、視察先に問い合わせますと、10月の19日(月)または20日(火)もしくは23日(金)であれば対応可能とのことでした。この3候補のいずれかの日に、農地利用状況調査と管内視察研修を併せて実施するのがいいと思いますので、調査期日のご協議もお願いしまして、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

会長

只今、議案第4号の説明がありました。調査期日は後ほど協議することとしまして、調査期日以外で、ご質問・ご意見等ございませんか。

はい、渡邊委員。

渡部委員
事務局

これ何時間ぐらいで回るんですか。

途中で昼食もとって農地利用状況調査は3時か3時半までには終わるかと思えます。それが終わった後にスイコーさんに伺います。

渡部委員
事務局

ほぼ一日かかるということですね。

そうです。

会長

その他に何か質問等ございませんか。

渡邊委員
会長

スイコーさんは、前に行っているんだけど、どうして今回も。

もう、委員がかなり人も変わっているので、行っていない人の方が多いので。それと、今回はコロナであまり見せてくれる所が無いものですから。

何か質問ございませんか。

全員

なし。

会長

それでは特に質問、ご意見がないようですので、まずは今年度も農地利用状況調査を実施することとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、提案のとおり農地利用状況調査を実施することといたします。

次に調査期日ですが、「管内研修視察」も同日に行う場合、10月の19日(月)か、20日(火)か、23日(金)の内、いずれかの日程となりますが、ご意見ございませんか。

渡部さん、農協のほうは何かありますか。

渡部委員
会長

19日は改善委員会があつて、20日は理事会があります。

そうすると23日がいいでしょうか。

渡部委員

23日も都合が良くないです。よろしければ、他の委員さんの日程に合わせてもらって、私抜きでも構いません。

会長

あと何か都合が悪い日はありませんか。

- ないようですね。
- 渡部委員 19日は農協の改善員会で、これが4時からなので、スイコーさんに行かなくてもいいのであれば、利用状況調査が終わって改善委員会へ行くことで対応したいと思います。スイコーに自分の車を置いておけばいいかなと。
- 会長 高橋さんも同じですか。
- 高橋委員 同じです。
- 会長 そうですよ。皆さん、23日がいいのかな。
- 渡部委員 20日は理事会で、23日は行けないので、私はできれば19日の方がいいですよ。
- 会長 19日のほうがいい。
- 渡部委員 はい。
- 会長 では、取り合えず19日で予定してよろしいでしょうか。
- 全員 はい。
- 会長 それでは、10月19日、月曜日、農地利用状況調査と管内視察研修を同日に行うことを決定いたします。
- 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
- 全員 なし。
- 会長 特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。
- 事務局
1. 議会関連等報告（事務局長）
 2. 令和2年度中空知農業委員会協議会役職員研修会（事務局）
 - ・日 時 令和2年10月30日（金）
 - ・場 所 滝川市役所（滝川市）
 - ・出席予定者 関尾会長、前谷代理、福土事務局長
 3. 令和2年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会、及び令和2年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会の中止（事務局）
 - ・北海道農業会議より、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、今年度の標記研修会は中止するとの通知がありました。
 4. 農業委員会ボウリング大会の中止（事務局）
 - ・例年11月に開催している「農業委員会ボウリング大会」について、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止とします。
 5. 農業委員会だより（令和2年秋号）の配布（事務局）
 - ・発行時期 10月中旬
 - ・配布方法 委員各位による配布
 - ・配布先 前回と同様に担当地区の農業者に配布
 6. 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出に向けたスケジュール（事務局）
 - ・現在、農業生産者団体に対して要望事項を照会中
 - ・10月中旬 検討委員会の開催
（検討委員：会長、職務代理者、議席番号2～5番の委員）

- ・10月26日 第4回定例総会で意見書（案）を審議
- ・11月上旬 砂川市長に意見書を提出

7. 全国農業会議所が募集する「令和2年7月豪雨災害義援金」の対応（事務局）

- ・期 間 令和2年9月1日～10月30日
- ・対 応 1口1,000円×13名=13,000円を協議会会計より支出
- ・参 考 これまで次のとおり協議会会計より支出

東日本大震災	1口1,000円×2口×14名=28,000円
熊本大地震	1口1,000円 ×13名=13,000円
平成30年7月豪雨	1口1,000円 ×13名=13,000円
令和元年台風19号等	1口1,000円 ×13名=13,000円

8. 2021年版農業委員会手帳の申し込み（事務局）

- ・全国農業会議所が刊行する2021年版農業委員会手帳の申し込みを受け付けますので、別紙の確認票を9月30日（水）までに事務局に提出してください。

9. サマースタイルの終了（事務局）

- ・上着やネクタイの着用を要しないサマースタイルは、9月30日（水）までです。

10. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、9月分を事務局に提出してください。

11. 協議会報告（協議会長）

- ・砂川市農業委員協議会がオーナーとなっているりんごの木（ジョナゴールド）の収穫は、10月25日から可能とのことであり、10月26日の果樹作況調査の後に行う予定です。

会長
全員
会長

それでは、全体を通して何かございませんか。
なし。

特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は10月26日、月曜日、時間は午後1時半からとなっていますので、よろしくお願い致します。

以上で第3回定例総会を終了します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員

